

(別紙)

中山間地域等直接支払制度（第5期対策）の中間年評価の概要について

令和5年（2023年）8月
山口県農村整備課

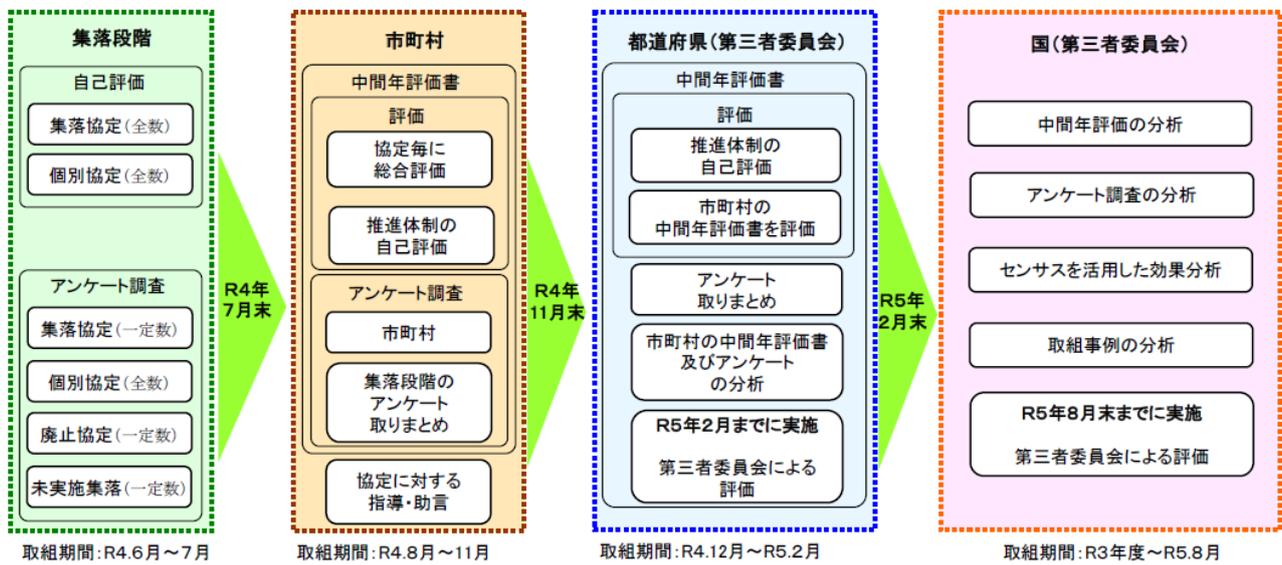
1 中間年評価の目的

中間年評価は、協定活動の実施状況の点検・評価、本制度の効果や課題を把握することにより、制度の主旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、最終評価及び次期対策に向けた検討に資するため実施する。

2 中間年評価の方法

第5期対策の中間年評価は、次により集落、市町、県、国の各段階で実施した。

〔中山間地域等直支支払制度（第5期対策）中間年評価の流れ〕



- ①市町から協定に自己評価書、アンケート調査票を配布
 - ②協定から市町に自己評価書及びアンケート調査票を提出
- *廃止協定:第4期対策までは活動したが第5期対策は廃止した協定
- *未実施集落:これまで本制度に取り組んだことがない農業集落

- ①推進体制の自己評価、アンケート調査票への記入
- ②協定の総合評価
- ③アンケート調査の確認、取りまとめ
- ④中間年評価書の作成
- ⑤④を県に報告
- ⑥市町による評価の結果、△又は×が付された協定に対する指導・助言の結果、改善が見込めないと判断した名合は、交付金の返還等の措置を実施

- ①推進体制の自己評価
- ②市町村中間年評価書の評価
- ③アンケート調査票の確認、取りまとめ
- ④中間年評価書(案)の作成
- ⑤県第三者委員会において中間年評価書(案)を検討・評価
- ⑥中間年評価書を国に報告(R5.2月)
- ⑦県HP等で公表(R5.8月)

- ①中間年評価の分析
- ②アンケート調査結果の分析
- ③センサス調査結果を活用した効果分析
- ④取組事例の分析
- ⑤中間年評価結果(案)の作成
- ⑥国第三者委員会において中間年評価結果を評価
- ⑦中間年評価結果を公表(R5.8月)

(1) 集落段階

ア 自己評価

自己評価の対象は、令和3年度実施のすべての協定とした。なお、令和4年6月時点で協定合併等により廃止した協定は評価対象から除外し、集落協定/724協定及び個別協定/23協定で実施した。

イ アンケート調査

アンケートは、国が抽出した次の箇所を対象に実施した。

(ア) アの対象協定のうち、集落協定/130協定及び個別協定/18協定

(イ) 廃止協定(第4期対策までは活動したが第5期対策では活動を廃止した集落協定)のうち14協定

(ウ) 未実施集落(これまで本制度に取り組んだことがない、農林業センサスにおける農業地域類型が「中間農業地域」及び「山間農業地域」である農業集落)のうち72集落

(2) 市町段階

本制度に取り組む17市町を対象に、次のとおり評価等を実施

ア (1)のアにより協定が行った自己評価に対する市町としての評価を行い、とりまとめて中間年評価書を作成

イ (1)のイにより協定等から回答があったアンケート調査結果をとりまとめ

ウ 市町における集落協定等に対する支援や本制度の推進について自己評価を行い、本制度の効果や改善点等を把握するアンケート調査に回答

エ 評価の結果、指導・助言が必要と判断した集落協定等に対し、市町による指導・助言を実施

(3) 県段階

ア (2)の市町中間年評価書を取りまとめるとともに、アンケート調査の結果を分析し、県中間年評価書(案)を作成

イ 市町及び県出先機関に対して行った支援や制度の推進等について、自己評価

ウ 県中間年評価書(案)を県第三者委員会において検討・評価

エ 県第三者委員会において検討・評価した県中間年評価書を国に報告(令和5年2月)

オ 最終結果を県ホームページで公表(令和5年8月)

(4) 国段階

ア (3)により作成された都道府県中間年評価書のほか、取組事例の分析、農業センサスを活用した制度の効果分析結果を取りまとめて中間年評価結果(案)を作成し、

第三者委員会において、実施状況及び制度の効果や課題等について、検討・評価

イ 国は、第三者委員会において、検討・評価した内容をホームページで公表

3 県段階での中間年評価結果

県段階での中間年評価結果を整理すると次のとおり。

※評価結果の詳細は、別添の県中間年評価書等を参照。

(1) 協定の活動の達成状況

- ・概ね全ての協定が最終年度まで順調に活動が継続される見込みである。
- ・一部協定では集落戦略の作成が遅れている。引き続き集落への情報提供や話し合いの場の設定等、市町による指導・助言を行い、最終年までの目標達成を目指す。

(2) 制度の実施効果

- ・本制度の実施効果に対する市町及び協定の評価は、「耕作放棄の防止に効果」及び「水路・農道等の維持、地域の環境が改善」、「鳥獣被害の減少」の3項目の評価が高い傾向であった。
- ・本制度の取組は、地域の農地保全に対する意識向上や耕作放棄の発生防止等に一定の効果を上げているといえる。
- ・活動内容、交付金の使途等では、鳥獣被害対策に充てる協定が多く、中山間地域での被害対策に本制度が貢献をしている。
- ・制度に取り組む集落では、集落内での話し合いが定期的に催されており、本制度は農村の協働力の向上・維持に貢献している。

(3) 次期対策への意向と課題等

- ・9割以上の協定、市町が次期対策も取組継続を希望しており、本制度を活用しつつ、将来にわたり地域の農地等を保全していく意欲を持っている。
- ・一方で、協定参加者やリーダーの高齢化、地域の担い手不足により廃止を検討する協定も一定数ある。
- ・協定書の作成等の事務が負担となっているため、制度や手続きの簡略化を望む声は多く、引き続き制度の改善を国へ要望する。
- ・高齢化や協定参加者の減少、担い手不足等を補うため、小規模協定の合併や広域化、集落営農法人や土地改良区等への事務の委託等、取組体制の強化する支援が必要である。

全協定が協定書に定めた目標を最終年までに達成できるよう、引き続き市町等と連携して支援を行う。